

## 調査票

(この冊子にご記入いただき、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。)

# 長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

## ～ご協力のお願い～

皆様には、日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県は、県土の約8割を森林が占める全国でも有数の森林県です。

また、森林には、水を蓄え、洪水を緩和し、土砂災害を防止するなどの様々な役割があり、私たちの暮らしに無くてはならない大切な存在です。

一方、長野県の森林は零細な個人有林が多く、過疎化等による所有者の不在村化、森林の境界が不明慮といった問題によって整備が進みにくい状況になっています。

平成18年には、手入れが行き届いていない里山の崩壊により甚大な被害が発生し、私たちの安全・安心な暮らしを守るために、身近な里山の手入れの必要性が指摘されました。

こうしたことを背景に、県民や企業の皆様のご理解をいただく中で、平成20年度から「長野県森林づくり県民税（通称：森林税）」を導入し、従来の施策では整備が進みにくかった里山について、森林所有者の負担を軽減する新たな方法で間伐を進めています。

森林税は、県内にお住まいの方などに、平成20年度から平成29年度までの10年間、毎年、個人500円／年、法人均等割額の5%相当額（1,000円～40,000円）をお納めいただき、里山の間伐をはじめ、間伐材の利活用や里山と人との絆づくりなどの取組に活用させていただいています。

本年度は、森林税の導入から10年目に入り、現在は、これまでの森林税を活用した事業の評価と、今後の方向性などについて検討作業を進めています（詳細につきましては、同封しました「長野県森林づくり県民税（森林税）」の取組の資料をご確認ください）。

このアンケート調査は、検討作業にあたり、森林税などに対する県民の皆様の考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お聞かせいただいた内容は、集計した上で公表する予定ですが、個人に関する内容が公表されることは一切ございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年(2017年)6月  
長野県

(裏面もご覧ください)

## 調査の実施方法

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「株式会社こうそく」に業務を委託しています。
- ◆ この調査は、無作為に選ばせていただいた、長野県内にお住まいの満 18 歳以上の約 3 千人の方をお願いしています。

## ご記入に当たってのお願い

- ◆ この調査には、お送りした封筒に書かれているあて名のご本人がお答えください。
- ◆ 記入は、黒鉛筆または黒のボールペンでお願いします。
- ◆ 調査にご回答いただく前に、別紙「長野県森林づくり県民税（森林税）の取組」をお読みください。
- ◆ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ◆ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。

## 調査票の返送について

- ◆ ご記入いただいた調査票は、回答漏れのないことをご確認の上、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに平成 29 年 6 月 30 日（金）までにご返送ください。（お名前や住所の記入は不要です。）

## 調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。

長野県林務部森林政策課企画係  
(担当) 宮坂、橋渡  
電 話 : 026-235-7261 (直通)  
F A X : 026-234-0330  
E-mail : rinsei@pref.nagano.lg.jp

# 1. ご回答いただいた方についての質問

## 問1 回答者の性別について

あなたの性別について、次の中から 1つ お選びください。

- ① 男性
- ② 女性

こちらに番号をご記入ください⇒  
(以下、同様をお願いします)



問2へ

## 問2 回答者の年齢について

あなたの年齢について、次の中から 1つ お選びください。

- ① 18～19才
- ② 20～29才
- ③ 30～39才
- ④ 40～49才
- ⑤ 50～59才
- ⑥ 60～64才
- ⑦ 65～69才
- ⑧ 70～74才
- ⑨ 75才以上



問3へ

## 問3 回答者の職業について

あなたの職業について、次の中から 1つ お選びください。

(複数の職をお持ちの方は、収入が多いなど、主たる職業の方をお選びください。)

- 自営業
  - ① 農業・漁業の自営業
  - ② 林業の自営業
  - ③ 商・工・サービス業 (小売店・飲食店・理髪店・修理店など)
  - ④ 自由業 (開業医・弁護士・宗教家・芸術家・茶華道師匠など)
- お勤め
  - ⑤ 役員・管理職 (民間会社・官公庁の課長級以上)
  - ⑥ 事務職・専門技術職 (事務職員・教員・技術者など)
  - ⑦ 技能・労務職 (技能工・販売店員・外交員など)
  - ⑧ 林業関係職 (森林組合・林業事業体など)
- その他
  - ⑨ 主婦・主夫
  - ⑩ パート・アルバイト
  - ⑪ 学生
  - ⑫ 無職
  - ⑬ その他 (具体的にお書きください: )



問4へ

#### 問4 回答者が居住する市町村について

あなたがお住まいの市町村を、次の中から 1つ お選びください。

【佐久地域】	①小諸市	②佐久市	③小海町	④佐久穂町	⑤川上村	⑥南牧村	<input type="checkbox"/>
	⑦南相木村	⑧北相木村	⑨軽井沢町	⑩御代田町	⑪立科町	↓ 問5へ	
【上田地域】	⑫上田市	⑬東御市	⑭長和町	⑮青木村			
【諏訪地域】	⑯岡谷市	⑰諏訪市	⑱茅野市	⑲下諏訪町	⑳富士見町	㉑原村	
【伊那地域】	㉒伊那市	㉓駒ヶ根市	㉔辰野町	㉕箕輪町	㉖飯島町	㉗南箕輪村	
	㉘中川村	㉙宮田村					
【飯田地域】	⑳飯田市	㉑松川町	㉒高森町	㉓阿南町	㉔阿智村	㉕平谷村	㉖根羽村
	㉗下條村	㉘売木村	㉙天龍村	㉚泰阜村	㉛喬木村	㉜豊丘村	㉝大鹿村
【木曾地域】	㉞上松町	㉟南木曾町	㊱木曾町	㊲木祖村	㊳王滝村	㊴大桑村	
【松本地域】	㊵松本市	㊶塩尻市	㊷安曇野市	㊸麻績村	㊹生坂村	㊺山形村	
	㊻朝日村	㊼筑北村					
【大北地域】	㊽大町市	㊾池田町	㊿松川村	㉑白馬村	㉒小谷村		
【長野地域】	㉓長野市	㉔千曲市	㉕須坂市	㉖坂城町	㉗小布施町	㉘高山村	
	㉙信濃町	㉚飯綱町	㉛小川村				
【北信地域】	㉜中野市	㉝飯山市	㉞山ノ内町	㉟木島平村	㊱野沢温泉村	㊲栄村	

#### 問5 回答者の森林の所有について

あなた（ご家族を含む）は、**森林を所有されていますか？** 次の中から 1つ お選びください。

① 森林を所有しており、その場所も詳しい境界も知っている	<input type="checkbox"/>
② 森林を所有しており、その場所を知っているが、詳しい境界は知らない	
③ 森林を所有しているが、その場所も境界も知らない	
④ 森林を所有していないが、住まいのすぐ近くに森林がある	
⑤ 森林を所有しておらず、住まいのすぐ近くに森林がない	
⑥ 森林を所有しているかどうかわからない	

#### 問6 回答者の森林を訪れる機会について

あなたは、**最近、森林を訪れましたか？** 次の中から 1つ お選びください。

① 毎年必ず、森林を訪れている	<input type="checkbox"/>
② 毎年ではないが、ここ1年の間に森林を訪れた	
③ 2年以上森林を訪れていない	

「1. ご回答いただいた方についての質問」はこれで終わりです。  
次の「2. 長野県森林づくり県民税（森林税）についての質問」にお進みください。

## 2. 長野県森林づくり県民税(森林税)についての質問

### 問1 森林税の認知度について

長野県では、平成20年度から森林税を導入しています。

あなたは、以前から、**森林税の名称、税額、使い道**をご存知でしたか？

次の中から**1つ**お選びください。

- ① 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている
- ② 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている
- ③ 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない
- ④ 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない
- ⑤ 名称、税額、使い道ともに知らない

➡ 問2へ

➡ 問3へ

### 問2 森林税の広報について <問1で①から④を選ばれた方はお答えください>

あなたは、森林税の名称、税額、使い道などを、どのようにお知りになりましたか？

これまでに**森林税**について見たり聞いたりしたことがある項目を、次の中から**全て**お選びください。

- ① 広報ながのけん
- ② 新聞記事
- ③ 市町村の広報誌
- ④ リーフレット
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ テレビ(ニュース・番組)
- ⑦ テレビ(コマーシャル)
- ⑧ ラジオ・有線放送
- ⑨ 県のホームページ・ブログ
- ⑩ 人伝え(口コミ)
- ⑪ 森林税で整備した森林に設置されたPR用の横断幕・看板など
- ⑫ その他(具体的にお書きください: )

  
  
  
  
  


問3へ

### 問3 森林税を活用した取組について

森林税は現在、以下のような森林づくりに関する取組に活用されています。  
あなたが**大切だと思**う取組を、次の中から**3つまで**お選びください。

#### (求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進)

- ① 手入れの遅れている森林の間伐
- ② 市町村が行う森林づくりへの支援（松くい虫被害対策、獣害対策を目的とした緩衝帯整備、景観整備等）
- ③ 市町村による水源林の取得経費への支援

#### (間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進)

- ④ 森林税で間伐した間伐材を搬出する経費への支援
- ⑤ 地域が主体となり、里山の森林資源をストーブの薪（まき）や、商店街のベンチやプランターに利用するなど、身近な場所で木材を活用する取組への支援
- ⑥ 里山を活用した地域づくりや木材利用など経営感覚を持った人材の育成

#### (里山と人との絆づくりを進める取組の促進)

- ⑦ 里山を活用する地域に対して、技術指導や安全教育等を行う取組への支援
- ⑧ 県産材を利用しながら木や森について学習する「木育（もくいく）」活動への支援
- ⑨ 森林づくりを通じた企業と地域との交流の促進（森林（もり）の里親促進）
- ⑩ 大切な取組はない
- ⑪ わからない

  
  


問4へ

(取組内容の詳細については、別添『「長野県森林づくり県民税（森林税）」の取組』をご覧ください)

### 問4 森林に対する関心について

森林税を活用した様々な取組などを通して、**近年、森林に対するあなたの最近の関心は変化しましたか？** 次の中から**1つ**お選びください。

- ① 関心は高まった
- ② どちらかといえば関心は高まった
- ③ 変わらない（もともと関心は高い）
- ④ 変わらない（関心は低いまま）
- ⑤ どちらかといえば関心が低くなった
- ⑥ 関心が低くなった
- ⑦ わからない



問5へ

## 問5 森林税の継続について

現在の森林税は、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年が実施期間です。

あなたは、平成 30 年度以降の森林税の継続についてどのようにお考えですか？ 次の中から 1 つお選びください。

① 現在の取組内容（※問 3 の①～⑨）のまま継続すべき	}	➡ 問 6 へ	<input type="checkbox"/>
② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加える			
③ 全く新しい取組内容として継続すべき			
④ 継続すべきではない		➡ 問 7 へ	
⑤ わからない		➡ 問 8 へ	

## 問6 森林税を継続すべき理由について <問5で①、②、③を選ばれた方はお答えください>

あなたが森林税を「継続すべき」と考える最大の理由は何ですか？ 次の中から 1 つお選びください。

① 森林には、洪水・土砂災害・地球温暖化の防止などの、大切な働きがあるため	<input type="checkbox"/> ↓ 問 8 へ
② 森林づくりは、継続的・定期的に行う必要があるため	
③ 県内には、整備が必要な森林が、まだ多く存在するため	
④ これまでの森林税で、対応していない課題があるため	
⑤ その他（具体的にお書きください： _____ )	

## 問7 森林税を継続すべきでない理由について <問5で④を選ばれた方はお答えください>

あなたが森林税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？ 次の中から 1 つお選びください。

① これまでの森林税の取組で、森林づくりが十分に進んだため	<input type="checkbox"/> ↓ 問 8 へ
② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため	
③ 国でも森林環境税を検討しているなど、税の負担（金額、期間など）が大きい	
④ 県の予算配分を見直すなど、森林税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため	
⑤ これまでの森林税の使い道や、取組の効果が分かりにくい	
⑥ その他（具体的にお書きください： _____ )	

## 問8 森林税を継続した場合の取組について

仮に森林税を継続する場合、あなたが森林税を活用すべきだと考える**今後の新たな取組内容は何ですか？** 次の中から**3つまで**お選びください。

### (森林づくりの推進)

- ① 間伐ばかりでなく、地域で必要とされる幅広い森林整備（森林内遊歩道の整備、学校林の整備、倒木の危険性のある樹木の伐採、竹林の整備等）への支援
- ② 地域の森林の未来を描く計画づくりへの支援
- ③ 地域やNPOなど多様な団体が里山の木材を搬出するための簡易な資機材の導入や作業路の整備、技術講習会開催等に係る支援

### (地域の木材を活用するための取組)

- ④ 住宅の建築や木製品の新品開発、販路開拓など地域の木材の活用を推進するための支援
- ⑤ 公共施設等の木質化や学校への木製品の導入、子どもたちの遊び場への木のおもちゃの設置など、より多くの県民が地域の木に親しめるようにするための支援

### (森林整備以外の身近な取組)

- ⑥ 市街地や公園、道路、河川の周辺など多くの県民にとって身近な場所の森や緑の整備
- ⑦ 観光地における美しい景観を形成するための森や緑の整備
- ⑧ 子ども、障がい者、高齢者等多様な県民による森林を活用した文化・教育・保全活動への支援（森林セラピー、自然体験活動、環境教育等）

### (その他)

- ⑨ その他（具体的にお書きください）
  - ・
  - ・
  - ・
- ⑩ 新たに取り組むべき内容はない
- ⑪ わからない

  
  


問9へ

## 問9 森林税を継続した場合の金額について

現在の森林税では、県内にお住まいの個人の方から、お一人あたり**年額 500 円**をいただいています。仮に森林税を継続する場合、**あなたは年間どの程度の金額まで負担することができる**とお考えですか？ 次の中から**1つ**お選びください。

- ① 1,000 円よりも多くても負担できる
- ② 1,000 円
- ③ 現在の金額と同じ 500 円
- ④ 300 円
- ⑤ 100 円
- ⑥ 負担することはできない
- ⑦ わからない



問10へ



## 問 10 森林税を継続した場合の期間について

---

現在の森林税は、平成 25 年度から 29 年度までの **5 年間**が実施期間です。

仮に森林税を継続する場合、**あなたは継続する期間についてどのようにお考えですか？**

次の中から **1 つ**お選びください。

- ① 5 年間より長い方がよい
- ② 現在の期間と同じ 5 年間でよい
- ③ 5 年間より短い方がよい
- ④ わからない



問 11 へ

## 問 11 森林税に関するご意見について

---

森林税に関するご意見等がある場合は、**以下にご記入をお願いします。**

アンケートはこれで全て終わりです。回答へのご協力、ありがとうございました。